

# 新型コロナウイルスワクチン4回目接種のご案内

※6月3日時点の情報です。

## 対象者について

3回目接種から5か月以上を経過した方で①または②に該当する方。

- ①60歳以上の方
  - ②18歳以上で基礎疾患のある方、そのほか重症化リスクが高いと医師が認めた方
- ※②の方は予防接種法上の「努力義務」の適用はありません。

## 18歳～59歳の方へ

- 接種券は3回目接種を完了した18歳以上の方全員に発送しますが、基礎疾患のある方(そのほか重症化リスクが高いと医師が認めた方)以外の方は接種できません。
- 接種券に「4回目接種対象者」についての注意案内を同封します。予約前に自身が接種対象者に該当するか確認してください。
- 今後、接種対象者が拡大する可能性があるため、接種対象でない方も接種券は破棄せず大切に保管してください。

問い合わせ・集団接種予約はこちら

豊島区新型コロナウイルスワクチンコールセンター

☎0120 - 567 - 153

(午前9時～午後6時)

※土・日曜日、祝日も開設



予約サイト



区ホームページ

## 東京都発熱相談センター ☎5320 - 4592(24時間対応)

発熱などの症状が生じた方で、かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合は当センターに相談してください。

●イベントなどの開催中止・延期について  
詳細は各イベントの問い合わせ先に確認してください。開催状況は区ホームページで随時お知らせします。



## パブリックコメント

### 【結果の公表】

#### 豊島区DX推進計画

当計画の策定にあたり、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きしました。

●閲覧できます…計画の全文といただいたご意見および区の考え方は、情報管理課、行政情報コーナー、図書館、区民事務所、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。  
☎情報管理課管理グループ☎4566 - 2541

## 税・国保・年金

### 国民年金保険料の納め忘れに注意しましょう

国民年金保険料を納め忘れると、将来受け取る老齢年金の額が少なく

なるだけでなく、年金自体を受け取れなくなる場合もあります。国民年金には、思わぬ事故や病気により障害が残った時や亡くなった時に、障害年金・遺族年金が支給される制度があります。保険料をきちんと納めていないと、これらの年金も受けられない場合があります。保険料の納付期限は翌月末日です。2年経過すると、時効により納められなくなりますので注意してください。国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合には、保険料免除制度があります。免除申請の手続き方法は区ホームページ参照お問い合わせください。  
☎国民年金グループ☎3981 - 1954、池袋年金事務所☎3988 - 6011

## 後期高齢者医療

### 後期高齢者医療保険料の催告書を6月中旬に発送します

◇対象…令和4年3月期までの保険料に未納がある方◇納期限…6月30

日まで◇納付方法…金融機関、コンビニエンスストア、区役所、東・西区民事務所で納付してください※期限内に納付が難しい場合は、電話で早めに相談してください。  
☎整理収納グループ☎3981 - 1459

## 子育て・教育

### 令和5年度区立中学校入学に向けての保護者説明会

特別支援学級(固定級)入級説明会…  
①6月25日(土) 午前10時45分～11時30分 西巣鴨中学校、②7月9日(土) 午前9時50分～10時40分 巣鴨北中学校、③7月9日(土) 午前9時15分～10時 西池袋中学校  
☎①西巣鴨中学校☎3986 - 0661、②巣鴨北中学校☎3917 - 4749、③西池袋中学校☎3986 - 5427  
特別支援教室(S-room)利用説明会…①巣鴨北中学校、駒込中学校、西巣鴨中学校、千登世橋中学校に入学予定の方/7月9日(土) ②午前9時

50分～10時40分、⑥午前10時50分～11時40分 巣鴨北中学校特別支援教室(拠点校) どちらも同内容。②千川中学校、池袋中学校、西池袋中学校、明豊中学校に入学予定の方/6月22日(水) 午後2～3時 千川中学校特別支援教室(拠点校)☎電話で各中学校特別支援教室(拠点校)へ。ほかの中学校に入学予定の方も参加可。  
☎①巣鴨北中学校☎3917 - 2100、②千川中学校☎3973 - 0124

### 第1回 相談のできる保護者セミナー

7月2日(土) 午前10時～正午 区役所本庁舎会議室◇子どもとの向き合い方、コミュニケーションについて話す。セミナー終了後、個別相談時間あり◇保護者、子ども若者支援に興味のある方◇10名限 6月27日までに要予約。  
☎電話かEメールで6月13日～7月1日の間に「アシスとしま☎4566 - 2476、✉A0017309901@city.toshima.tokyo.jp」※当日直接参加も可。

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関するお知らせ(支給対象世帯の拡大)

令和4年度の住民税が新たに非課税になった世帯が給付金の対象になりました。新たに対象となる世帯へは6月下旬から順次、給付に関する確認書を送付します。  
◇対象…令和4年6月1日時点における世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯※以下の世帯は除く。  
●住民税が課税されている方に扶養されている方だけの世帯  
●令和3年度住民税が非課税の世帯  
●すでに給付金を受け取った方がいる世帯  
◇支給額…1世帯につき10万円  
※追加支給ではありません。また、給付金を受け取るには9月30日(必着)までに確認書の提出が必要です。受給資格のある世帯は忘れずに提出してください。  
☎当コールセンター☎4566 - 4192(よいきゅうふ)  
平日 午前9時～午後5時

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

コロナ禍における令和4年度緊急経済対策として、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。申請は不要です。  
◇対象…令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方  
◇支給金額…児童1人あたり一律5万円  
◇支給予定日…6月24日  
詳細は区ホームページ参照。  
上記を除くひとり親世帯およびひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、別途支給を実施する予定です。詳細が決まり次第お知らせします。  
☎児童給付グループ☎3981 - 1417